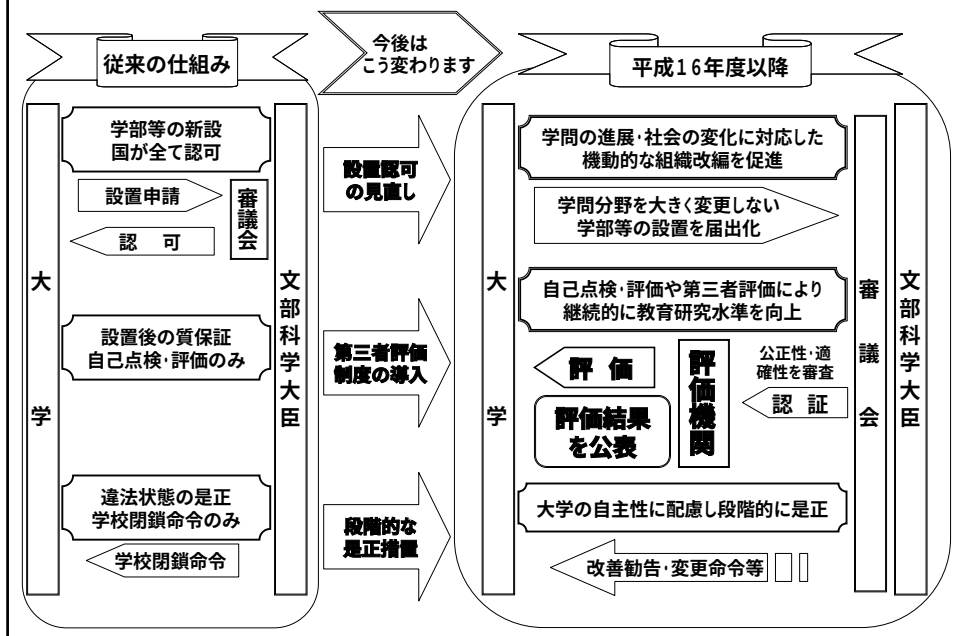


大学評価・学位授与機構が実施する 大学機関別認証評価について

大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

独立行政法人大学評価・学位授与機構

大学の質の新たな保証システムの構築



大学評価・学位授与機構が行う 大学機関別認証評価

- 評価の目的
- 評価の基本的な方針
- 評価の実施体制等

3

評価の目的

- 機構が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証する。
- 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てる。
- 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく。

4

評価の基本的な方針

- 大学評価基準に基づく評価
- 教育活動を中心とした評価
- 各大学の個性の伸長に資する評価
- 自己評価に基づく評価
- ピア・レビューを中心とした評価
- 透明性の高い開かれた評価

5

大学評価基準に基づく評価

- 機構が定める大学評価基準に基づき、
- 各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、
- 基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施する。

6

大学評価基準の内容

- 大学評価基準は、教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価するため、複数の基準で構成されており、基準ごとに、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されている。
- 大学評価基準には、全ての大学を対象とする複数の基準のほか、大学の希望に応じて評価を実施する選択的評価基準を設けている。
- 基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況进行分析のための「基本的な観点」を設定している。なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定することができる。

7

教育活動を中心とした評価

- 評価は、全ての国・公・私立大学が利用し得るものであること、
- 評価の国際的動向等を勘案し、
- 教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価を実施する。
- 大学の希望に応じて、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」や「研究目的の達成状況」についても、評価を実施する。

研究目的の達成状況：機構における評価体制が整備された段階から実施することとし、平成18年度から実施予定。

8

各大学の個性の伸長に資する評価

- 大学評価基準に基づいて行われるが、
- その判断に当たっては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、
- 教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて評価を実施する。

目的：大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいう。

9

自己評価に基づく評価

- 評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものである。
- 実効あるものとして実現していくために、機構の示す大学評価基準に基づき、大学が自ら評価を行うことが重要である。
- 機構の評価は、大学が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて実施する。

10

ピア・レビューを中心とした評価

- 大学の教員及び
- それ以外の者で大学の教育研究活動に関して識見を有する者による
- ピア・レビューを中心とした評価を実施する。

11

透明性の高い開かれた評価

- 意見の申立て制度を整備し、
- 評価結果を広く社会に公表することにより、
- 透明性の高い開かれた評価を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、
- 評価の経験や評価を行った大学等の意見を踏まえつつ、
- 常に評価システムの改善を図る。

12

評価の実施体制等

- 大学機関別認証評価委員会 (委員30人以内) : 国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。
- 評価部会 : 評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家等を配置する。
- 運営小委員会 : 各評価部会間の横断的な事項や評価報告書原案の調整等を行う。

13

評価担当者に対する研修

- 機構の評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。
- 大学の自己評価担当者に対し、機構が行う機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施する。

14